

12月3日から9日は「障害者週間」です

▶問い合わせ
福祉課 ☎ 73-3015 / FAX73-3023

「障害者週間」は、国民一人ひとりが広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

この機会に「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）」の実現に向けて、一人ひとりが普段の生活の中で自ら実施できる配慮や工夫について考え、取り組んでいきませんか。



▲10月18日に行われた市障がい者スポーツ大会には約200人が参加しました

障がいを理由とする差別をなくしましょう

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できることをめざして、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、市役所や事業者に対して以下のことが定められています。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

② 合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮）を求めています。

良い例

- ・聴覚障がい者には、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話などの方法を利用し、コミュニケーションをとる。
- ・飲食店の従業員が視覚障がい者から「メニューが見えないので選べない」と言われたので、メニューを読み上げたり食べたい物を聞き取ったりして一緒に選んだ。

悪い例

- ・障がいがあることだけを理由に、バスやタクシー、宿泊施設などの利用を一方的に断った。
- ・飲食店に入ろうとしている障がい者を、障がいがあることを理由に断った。



障がい者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒に受け入れに、ご理解をお願いします。



ほじょ犬は、目や耳、手足など身体に障がいのある人の生活をお手伝いするために、特別な訓練を受けています。公共施設や公共交通機関、商業施設や飲食店、病院などでほじょ犬の同伴を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務付けられています。犬だからという理由だけで拒否せず、受け入れにご理解をお願いします。また、身体障害者手帳をお持ちの人で、盲導犬、聴導犬、介助犬の給付を希望する人は、福祉課にご相談ください。



障がい者を虐待から守りましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。虐待をしている人に、虐待をしている認識がない場合があります。また、虐待をされている人が虐待だと認識できずに、自分から被害を訴えられない場合があります。そのため、市民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった「気付き」でも結構ですので情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。

なお、通報や届け出をした人を特定する情報は守られます。



▶障がい者虐待に関する相談・通報先 市障害者虐待防止センター（福祉課内）☎ 73-3015 / FAX 73-3023
※24時間受け付け。夜間や休日は宿日直が対応します。

障がいのある人の相談窓口を紹介します

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、悩みや疑問を一緒に考え、指導・助言を行います。何か生活上で困ったことや聞いてほしいことがあれば、相談員にご相談ください。

●相談支援事業所、就業・生活支援センター

相談内容	相談先	電話番号	FAX
身体障がいについて	結	74-7211	74-7244
知的障がいについて	高瀬荘	74-7811	74-7818
精神障がいについて	ありあけ	57-5501	57-5502
障がい者の就労について	つばさ	24-8266	24-3738

上記の相談所以外に、身近な相談員もいますのでご利用ください。

●身体障害者相談員

氏名	電話番号
大西 廣	62-3298
新庄 利治	72-3402
岩本 吉進	72-2278
瀧淵 久嘉	67-2353
石原 明	83-3668

●知的障害者相談員

氏名	電話番号
近藤 恵美子	74-7755
森 眞一	62-2043

(順不同)

ひきこもりについて悩んでいませんか

長期間、社会とのつながりがなく家庭にとどまり、これからどうしたらよいか分からず悩んでいませんか。本人だけでなく家族からの相談も受け付けています。

相談先	電話番号
福祉課	73-3015
県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	087-804-5115
西讃保健福祉事務所	25-2052

※迷った時は「福祉課」へ

手話通訳者を配置しています

聴覚に障がいのある人の意志疎通を支援するため、市役所福祉課に手話通訳者を配置しています。（毎週火曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く）
また、聴覚障がいなどがある人のために、手話通訳者の派遣も行っています。

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015 / FAX73-3023

障がい者施設の出張販売を利用しませんか

障がい者施設で作られた商品を出張販売しています。ぜひ、ご利用ください。

市役所ロビー

- 第1、第4水曜日 午前11時～午後1時 『手作りパンお菓子』(やまもも ☎23-3507)
- 第2水曜日 午前11時～午後1時 『手作り菓子販売』(はあと ☎72-6201)
- 木曜日 正午～午後1時 『竹灯籠、スイーツ』(さあかすチャレンジド三豊 ☎23-6685)
- 第1・3・5金曜日 午前11時～午後1時 『季節のお花販売』(丸山作業所 ☎24-8205)
- 第2金曜日 午前11時～午後1時 『手作り赤飯販売』(はたら一く ☎89-1204)

山本庁舎玄関前

- 第2・4金曜日 午前11時～午後1時 『季節のお花販売』(丸山作業所 ☎24-8205)
- ※販売時間は前後する場合があります。



ヘルプマークを知っていますか（援助や配慮が必要な人のためのマークです）

ヘルプマークは、外見からは分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身につけ、周囲から配慮を受けやすくなることを目的としたマークです。このマークの利用者を見かけたら、電車やバスの中で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけたりするなど、思いやりのある行動をお願いします。

このマークは、福祉課および各支所で配布しています。（家族など代理人による受け取りも可能です）

